

議案第 1 0 5 号 令和 5 年度大津市介護保険事業特別会計の

決算の認定について

それでは、議案第 1 0 5 号令和 5 年度大津市介護保険事業特別会計の決算の認定につきまして、主要な施策の成果説明書に基づき、主なものを御説明申し上げます。

はじめに、歳入について御説明いたします。

主要な施策の成果説明書の 1 6 0 ページをお願いします。

款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料は、令和 5 年度分の介護保険料収入で、表の中の現年度分の収納率は 9 9 . 5 1 %、滞納繰越分普通徴収保険料の収納率は 1 9 . 2 5 %でした。

款 2 使用料及び手数料、項 1 総務手数料、目 1 督促手数料は、第 1 号被保険者の普通徴収保険料の滞納等に係る督促手数料です。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金は、介護給付費のうち、施設等給付費の 1 5 %、その他の給付費の 2 0 %分の交付を受けたものです。

項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金は、介護保険財政の市町村格差を調整するために交付を受けたものです。

目 2 地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費の 20%を、目 3 地域支援事業交付金は、包括的支援事業費及び任意事業費の 38.5%の交付を受けたものです。

目 4 保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等の取組に対し、国が示す評価指標に応じた配点により交付を受けたものです。

目 5 介護保険保険者努力支援交付金は、令和 2 年度に創設された交付金で、保険者機能強化推進交付金に加え、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価する配分基準により交付を受けたものです。

目 6 介護保険事業費補助金は、介護保険制度の改正に伴うシステム改修費等について、国が定める補助率により交付を受けたものです。

款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金及び目 2 地域支援事業支援交付金は、第 2 号被保険者の負担分で、介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費のそれぞれ 27%分の交付を受けたものです。

161 ページをお願いします。

款 5 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金は、介護給付

費のうち、施設等給付費の 17.5%、その他の給付費の 12.5% 分の交付を受けたものです。

項 2 県補助金、目 1 地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業費の 12.5%を、目 2 地域支援事業交付金は、包括的支援事業費及び任意事業費の 19.25%の交付を受けたものです。

款 6 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金は、介護給付費準備基金の運用に係る利子収入です。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金は、介護給付費の 12.5%を、目 2 地域支援事業費繰入金は、介護予防・日常生活支援総合事業費の 12.5%を、目 3 地域支援事業費繰入金は、包括的支援事業費及び任意事業費の 19.25%を、目 4 その他一般会計繰入金は、職員給与費、認定審査会運営費や管理運営事業等に係る事務経費を、目 5 低所得者保険料軽減負担金繰入金は、第 1 号被保険者のうち低所得者に対する介護保険料の軽減負担分を、それぞれ繰り入れたものです。

款 8 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金は、令和 4 年度決算による剰余金です。

款 9 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、目 1 延滞金は、介護保険料の滞納に伴う延滞金です。

項 3 雑入、目 1 第三者納付金は、交通事故等の第三者行為が原因で発生した介護給付費を加害者から賠償金として受けたものです。

目 2 返納金は、利用者の所得状況の修正等により利用者負担割合が変更になったこと等で、介護給付費や高額介護サービス費等の返納が生じたものです。

目 4 雑入は、認定資料の開示に係るコピー代等です。

以上、歳入合計は 3 1 1 億 7, 7 5 0 万円です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

1 6 3 ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、職員人件費や介護保険システムに係る委託料等であり、目 2 連合会負担金は、介護給付費審査支払事務の共同処理に係る滋賀県国民健康保険団体連合会への負担金です。

項 2 徴収費、目 1 賦課徴収費は、第 1 号被保険者の保険料徴収等に係る通知書等の印刷費及び郵送料、過誤納償還金等です。

項 3 認定審査会費、目 1 認定審査会費、説明欄、1 認定審査会運営事業費は、介護認定審査会委員への報酬等の運営経費、2 認定調査費は、主治医意見書の作成手数料、更新申請等の訪問調査業務に係る委託料等です。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス諸費、目 1 介護サービス諸費は、要介護状態に認定された方が説明欄記載の介護サービスを利用した際に要した給付費です。

項 2 介護予防サービス諸費、目 1 介護予防サービス諸費は、要支援状態に認定された方が説明欄記載の介護予防サービスを利用した際に要した給付費です。

1 6 4 ページをお願いします。

項 3 高額介護サービス費、目 1 高額介護サービス費及び目 2 高額介護予防サービス費は、介護保険の自己負担額が上限額を超過した場合に、目 3 高額医療合算介護サービス費及び目 4 高額医療合算介護予防サービス費は、医療保険の自己負担額との合算額が上限額を超過した場合に、それぞれの上限額を超えた分を払い戻すことにより負担額の軽減を図る給付費です。

項 4 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者介護サービス費及び目 2 特定入所者介護予防サービス費は、原則として自己負担となる食費・居住費について、所得要件及び資産要件を満たす利用者の負担額の軽減を図る給付費です。

項 5 その他諸費、目 1 その他諸費は、保険給付費審査支払事務に係る滋賀県国民健康保険団体連合会への手数料です。

款 3 地域支援事業費、項 1 介護予防・生活支援サービス事業費、目 1 介護予防・生活支援サービス事業費のうち、説明欄、2 介護予防・生活支援サービス事業費は、平成 29 年度から始まった総合事業として、要支援及び総合事業の対象者に対する訪問型サービスや通所型サービス、その他の生活支援サービスの実施、リハビリ職や看護職などの専門職による短期集中的な運動機能や口腔機能の低下の予防・向上や栄養状態の改善支援に関する事業、低栄養状態を早期に発見し、改善するための配食サービス等に要した経費です。

3 高額介護予防サービス費相当事業費は、地域支援事業の自己負担額が上限額を超過した場合に、4 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費は、地域支援事業と医療保険の自己負担額の合算額が上限額を超過した場合に、それぞれの上限額を超えた分を払い戻すことにより負担額の軽減を図る給付費です。

目 2 介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業対象者のサービス利用に係るケアプラン作成に要した経費です。

目 3 一般介護予防事業費は、介護予防の正しい理解を広めるための講座開催や、高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って過ごせるための活動補助等に要した経費です。

項 2 包括的支援事業・任意事業費、目 1 包括的支援事業費は、直営

のあんしん長寿相談所 7 か所の職員人件費や外部委託のあんしん長寿相談所 7 か所に係る委託料等の地域包括支援センター管理運営費及び認知症施策推進等に要した経費です。

165 ページをお願いします。

目 2 任意事業費は、介護給付費適正化に要する経費、成年後見人等への報酬を支払うことが困難な方に対してその資力に応じて報酬の一部を補助する経費や、要介護に認定された方で寝たきり又は認知症となられ、常時紙おむつを必要とする方へ紙おむつを支給した経費等です。

項 3 その他諸費、目 1 その他諸費は、介護予防・生活支援サービス事業費審査支払事務に係る滋賀県国民健康保険団体連合会への手数料です。

款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 介護給付費準備基金積立金は、基金の運用益である利息を積み立てたものです。

款 6 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金は、令和 4 年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う精算により、国、県及び社会保険診療報酬支払基金に超過交付分を返還したものです。

以上、歳出合計は 308 億 4,033 万円です。

歳入歳出差引額 3 億 3,717 万円は、翌年度へ繰り越しました。

以上で、議案第 1 0 5 号令和 5 年度大津市介護保険事業特別会計
の決算の認定についての説明とさせていただきます。

御審査の程よろしくお願い申し上げます。